

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
総務部 総務課  
TEL 0771-22-3131(代表)  
京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

○亀岡市移住・定住促進施設設置条例等  
の一部改正 (総務課) 3

### —— 規 則 ——

○亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改  
正する条例の施行期日を定める規則  
(建築住宅課) 6

### —— 告 示 ——

○公示送達 (保険医療課) 7  
○公示送達 (保険医療課) 7  
○公示送達 (保険医療課) 8  
○国民健康保険被保険者証の無効  
(保険医療課) 10  
○地縁団体の認可 (自治防災課) 10  
○特定子ども・子育て支援施設等の告示  
(保育課) 11  
○公示送達 (税務課) 12  
○公示送達 (税務課) 13

### —— 公 告 ——

○民間提案制度による提案募集  
(環境政策課) 14  
○条件付一般競争入札の執行  
(財産管理課) 15  
○公募型プロポーザル方式による事業者  
の選定 (SDGs創生課) 18

○農用地利用集積計画の縦覧  
(農林振興課) 18  
○亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事  
業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 18  
○施行地区及び設計の概要を表示する図  
書の縦覧 (都市計画課) 19  
○一般競争入札 (条件付き) の執行  
(契約検査課) 20  
○一般競争入札 (条件付き) の執行  
(契約検査課) 23  
○亀岡市高野林・小林土地区画整理事業  
の事業計画変更の認可 (都市計画課) 27  
○施行地区及び設計の概要を表示する図  
書の縦覧 (都市計画課) 27  
○一般競争入札 (条件付き) の執行  
(契約検査課) 27  
○南丹都市計画生産緑地地区の変更によ  
る都市計画案の縦覧 (都市計画課) 31  
○一般競争入札 (条件付き) の執行  
(契約検査課) 32  
○農業経営基盤強化促進基本構想の変更  
(農林振興課) 36  
○亀岡農業振興地域整備計画の変更案の  
縦覧 (農林振興課) 36

### —— 任免及び辞令 ——

**教育委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市立小学校、中学校及び義務教育  
学校児童生徒の就学に関する事務処理  
規程の一部改正 37

—— 任免及び辞令 ——

**選挙管理委員会欄**

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請  
求及び合併協議会設置の請求に要する  
有権者総数の50分の1の数 40
- 亀岡市議会の解散請求並びに亀岡市の  
市長等及び亀岡市議会議員の解職請求  
に要する有権者総数の3分の1の数 40
- 合併協議会設置協議について選挙人の  
投票に付する請求に要する有権者総数  
の6分の1の数 41
- 亀岡市長選挙に係る選挙時登録の被登  
録資格決定の基準日等について 41

公布された条例のあらまし

亀岡市移住・定住促進施設設置条  
例等の一部を改正する条例要綱

- 1 土地の貸付けに係る対価について、貸付け  
の期間が1月に満たない場合等の消費税及び  
地方消費税の取扱いを明記するため、関係す  
る条例について、所要の規定整備を図ること  
とした。
- 2 この条例は、令和5年10月1日から施行  
することとした。

## 条 例

亀岡市移住・定住促進施設設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市条例第19号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例等の一部を改正する条例

(亀岡市移住・定住促進施設設置条例の一部改正)

第1条 亀岡市移住・定住促進施設設置条例(平成30年亀岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

(ガレリアかめおか条例の一部改正)

第2条 ガレリアかめおか条例(平成10年亀岡市条例第1号)の一部を次のように改正す

る。

別表第4建物使用料(レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター)の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

(亀岡市交流会館条例の一部改正)

第3条 亀岡市交流会館条例(平成8年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算した額とする。

(亀岡市庁舎使用料条例の一部改正)

第4条 亀岡市庁舎使用料条例(平成2年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正す

る。

別表第3建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

8 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税額等」という。）を加算した額とする。

9 上欄の駐車場使用料の額は、消費税額等を含む額とする。

（川の駅・亀岡水辺公園条例の一部改正）

第5条 川の駅・亀岡水辺公園条例（令和3年亀岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2建物使用料の項金額の欄中「100分の110を乗じ」を「当該建物の敷地に対する」に改め、同表備考第4項中「円未満」を「1円未満」に改め、同表備考に次のように加える。

9 建物使用料及び使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市農業公園条例の一部改正）

第6条 亀岡市農業公園条例（平成17年亀岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考に次のように加える。

3 使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市都市公園条例の一部改正）

第7条 亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項の備考に次のように加える。

4 使用の期間が1月に満たない場合の土地使用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 亀岡市亀岡駅自由通路等の設置及び管理に関する条例（平成20年亀岡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「占用物以外」の次に「のもの（以下「その他占用物」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その他占用物の占用料の額は、  
 占用の期間にかかわらず、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市道路の占用に関する条例の一部改正）

第9条 亀岡市道路の占用に関する条例（昭和31年亀岡市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表備考に次のように加える。

5 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を加算した額とする。

（亀岡市河川の占用等に関する条例の一部改正）

第10条 亀岡市河川の占用等に関する条例（平成12年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の備考に次のように加える。

(4) 上欄の金額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下

「消費税額等」という。）を含む額とする。

別表第2項の備考に次のように加える。

(6) 占用期間が1月に満たない場合の占用料の額は、この額に消費税額等を加算した額とする。

別表第3項の備考に次のように加える。

(3) 上欄の金額は、消費税額等を含む額とする。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第11条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、公共下水道の施設の占用料の額は、占用の期間にかかわらず、この額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「消費税等相当額」という。）を加算した額とする。

第32条第1項中「（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額の合計額をいう。第35条第1項において同じ。）」を削り、同項ただし書を削る。

第35条第1項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行す

る。

「揭示済」

## 規 則

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

亀岡市営特定目的住宅条例の一部  
を改正する条例の施行期日を定め  
る規則

亀岡市営特定目的住宅条例の一部を改正する  
条例（令和5年亀岡市条例第10号）の附則第  
1項に規定する規則で定める日は、令和5年9  
月14日とする。

「揭示済」

# 告示

## 亀岡市告示第158号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状1期分

2 送達を受けるべき者

No.	住所	氏名
1	省略	省略
2	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第159号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

令和5年度

後期高齢者医療保険料督促状1期分

2 送達を受けるべき者

住所 省略

氏名 省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第160号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
2	更正・決定通知書	令和5年度	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	令和5年度第2期	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
22	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
23	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
24	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
25	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
26	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
27	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
28	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
29	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略
30	督促状	令和5年度 第2期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第161号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定に基づき、下記の国民健康保険被保険者証を無効としたので同条第4項の規定により告示する。

令和5年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0404-12010

- 1 当該者生年月日  
昭和38年6月21日
- 2 保 険 者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日  
令和4年5月2日
- 4 無効になる日  
令和5年9月12日

「揭示済」

亀岡市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年9月15日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

- 1 名称 東大谷区
- 2 規約に定める目的  
集落コミュニティとして次に掲げる共同活動を行うことにより、良好な集落社会の維持及び形成に資することを目的とする。  
(1) 自治体等と区民の連絡  
(2) 東本梅町自治会活動への参加協力  
(3) 区有財産（集会施設・財産区等）の維持管理  
(4) 区域内の環境の整備  
(5) 区民間の親睦
- 3 区域  
亀岡市東本梅町東大谷山根・生子田（生子田団地を除く。）・外の鳥居の地域とする。
- 4 主たる事務所  
亀岡市東本梅町東大谷生子田10番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
氏 名 野々口 久  
住 所 省略
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
無
- 7 代理人の有無  
無
- 8 規約に定める解散の事由  
地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和5年9月15日

「揭示済」

## 亀岡市告示第163号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等として、同法第58条の2に基づき次のとおり確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 特定子ども・子育て支援施設等

提供者の氏名 又は名称	施設等の名称	所在地	確認 年月日	施設等の種類	預かり保育事業 については、一 定の基準※を満 たしているか否 かの別
学校法人 寿光学園	篠村幼稚園	亀岡市篠町篠上中筋47 番2	令和5年 4月1日	幼稚園、預かり保 育事業、一時預か り事業	満たしている
学校法人 成光学園	ひかり幼稚園	亀岡市西つつじヶ丘霧 島台	令和5年 4月1日	幼稚園、預かり保 育事業、一時預か り事業	満たしている
亀岡市	亀岡市立 幼稚園	亀岡市大井町並河検見 ヶ上7番地	令和5年 7月1日	預かり保育事業	満たしている

※一定の基準とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項に定めるもの。

「揭示済」

亀岡市告示第164号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
2	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
3	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
4	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
5	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
6	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
7	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
8	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
9	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
10	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
11	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
12	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
13	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
14	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
15	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
16	令和5年度 督促状 市府民税 随1期	省略	省略

17	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
18	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略
19	令和5年度 督促状 市府民税 第1期	省略	省略
20	令和5年度 督促状 市府民税 第2期	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第165号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住所	氏名
1	令和5年度 市民税・府民税 税額変更通知書	省略	省略
2	令和5年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略
3	令和5年度 市民税・府民税 徴収方法変更通知書	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第68号

「経済循環型ゼロカーボン 亀岡」の達成に向けた民間提案制度について、事業者からの提案を募集するので、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 募集概要

### (1) 名称

「経済循環型ゼロカーボン 亀岡」の達成に向けた民間提案制度に関する提案募集

### (2) 目的

亀岡市では、「かめおか脱炭素宣言」に基づく2050年カーボンニュートラルの達成に向け、令和5年2月には「かめおか脱炭素未来プラン～亀岡市再生可能エネルギー導入戦略・亀岡市地域温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定した。

今回、本計画が掲げる将来像である「経済循環型ゼロカーボン亀岡」を実現するため、先進的な知見や技術を有する民間事業者等からの事業提案を募集する。

### (3) 募集内容

亀岡市の地域特性等を踏まえたカーボンニュートラル実現に資する事業

## 2 その他

詳細は、「経済循環型ゼロカーボン 亀岡」の達成に向けた民間提案制度募集要領による。

「揭示済」

## 亀岡市公告第69号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和5年9月1日

亀岡市長 桂川孝裕

入札事項	亀岡市公有地の売却（元保津8区農機具保管庫及び珠算教室の跡地） 売却する物件：亀岡市保津町上火無28番42 宅地 754.36㎡（実測）
入札日時及び 入札場所	令和5年10月31日（火曜日） 入札：午前10時から午前10時40分まで 開札：午前11時から 場所：亀岡市役所4階入札室
入札参加資格	亀岡市に在住している本人又は同一世帯の方及びその親族個人。ただし、次のアからオまでに該当する者は参加できない。 ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者 イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者 ウ 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等並びにこれらの者の依頼を受けて市有地等の売買契約をしようとする者 エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者 オ 亀岡市税に滞納がある者
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
参加申込受付 期間及び場所	参加申込みは、次の期間内に亀岡市役所1階財産管理課（14番窓口）にて受け付ける。 令和5年9月11日（月曜日）から令和5年10月13日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
実施要領及び 入札参加申込 書等の配布	「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和5年10月31日入札実施】」として、令和5年9月1日（金曜日）から亀岡市役所1階財産管理課で配布する。
予定価格（最 低売却価格） の有無	予定価格（最低売却価格）を次のとおり設定する。 12,000,000円

## 土地の利用及び留意事項

入札する物件は、次の土地利用条件等が付される。

ア 本物件は市街化調整区域内にあるが、自己用住宅などの指定用途の建築物の立地（開発・建築許可）を可能とする「既存集落まちづくり区域指定制度」の指定区域であるため、自己用住宅などの建築が検討できる土地。当該地での建築に係る計画や申請などに際しては、必ず事前に亀岡市都市計画課に相談の上、都市計画法の開発許可制度に係る協議や手続を進めること。

イ 土地利用に関する主な用途：定住やUターンなどの移住促進のため、自己居住用住宅を建築し、居住すること。なお、閑静な住宅街であることから、工作機械等、騒音や振動により周辺環境に影響を及ぼすものは設置できない。周辺地域の生産環境、業務環境又は居住環境と調和した自己居住用住宅の建築を購入者が施主として行うこととし、購入者自らが一切建築に着手することなく第三者に譲渡することは固く禁ずる。概ね3年以内に住宅にて利用し、事業用地のみの利用は対象外とする。

ウ 給水に関する条件：北側市道内には配水管（H P P E φ 5 0 mm）が布設されている。当該地の北東部市道側にφ 1 3 mmの給水引込みがあり、開栓手続により水道の使用が可能。別途給水装置工事（新設・改造・撤去）を行う場合は、工事費及び申込み時に加入金や申請手数料が必要。土地利用の状況に応じて関係課と十分協議、調整を行うこと。

エ 下排水に関する条件：北側市道側に公共汚水枦が2箇所設置されている。別途公共汚水枦の新設、改修、撤去及び宅地内排水設備工事を行う場合は関係課と十分協議、調整を行うこと。なお、当該地の受益者負担金は完納されている。

オ 都市計画法、建築基準法、建築基準法施行条例（京都府）、亀岡市宅地開発等に関する条例など亀岡市の関係条例、その他全ての関係法令等を遵守するとともに、土地利用の状況に応じて関係機関、関係課等と十分協議、調整の上、適切に処理すること。

カ 本物件は契約締結時における現状有姿のまま売り渡す。ただし、北西角に設置している亀岡市掲示板については、亀岡市が撤去する。

キ 本物件は、土壤汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行ってない。各調査を実施する必要がある場合は、買受人の費用負担で行うこと。また、これらに関して本物件の引渡し後に不測の損害が生じた場合でも、亀岡市は一切の責任を負わない。

ク 本物件は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域（土石流）に指定されている。

ケ 本物件は、引渡しの日から2年間に限り民法第562条から第564条までに定める契約不適合責任を負う。

コ 土地利用、工事等にあたり、近隣住民に対して誠意をもって対応することとし、亀岡市は関与しない。なお、工事等に伴う騒音、振動、埃等及び新施設を建設したことに起因する電波障害、風害、日影等の周辺への影響については、購入者の責任において対応すること。

	サ 接道条件や敷地内の高低差などを含め、現地及び周辺環境の状況を購入者自身で確認の上、入札参加すること。
土地の用途制限	入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付される。 ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しないこと。 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項までに規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。
無効な入札	次の入札は無効とする。 ア 入札参加資格のない者がした入札 イ 指定の時刻までに提出しなかった入札 ウ 所定の入札書によらない入札 エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札 オ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 カ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 キ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 ク 入札金額を訂正した入札 ケ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 コ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札
落札者の決定方法	予定価格（最低売却価格）以上の額の入札のうち、最高額で入札した者を落札者とする。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。
入札保証金及び契約保証金	入札保証金（現金又は小切手）は入札額の5%以上、契約保証金は契約金額の10%以上とする。
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市保津町上火無28番42）：実施要領【令和5年10月31日入札実施】」で確認し、全て承知、承諾の上、入札参加すること。
問い合わせ先	亀岡市会計管理室財産管理課 電話0771-25-5160

「揭示済」

亀岡市公告第70号

亀岡市ふるさと納税推進業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

亀岡市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

亀岡市ふるさと納税推進業務に係る企画提案仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで(長期継続契約)

(4) 見積限度額

寄附受入額の4.0%(消費税及び地方消費税を含む。)

2 その他

詳細は、亀岡市ふるさと納税推進業務に係る公募型プロポーザル実施要領による。

「揭示済」

亀岡市公告第71号

旧農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

令和5年9月12日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第72号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により公告する。

令和5年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 施行者の住所及び名称

京都市右京区山ノ内荒木町7番地58  
株式会社エルハウジング

2 事業施行期間

平成30年11月16日から  
令和7年3月31日まで

3 施行地区

亀岡市篠町篠芦原、上西山、牙ヶ尾、小園谷、下西山、鍋倉、松ヶ池、亀岡市篠町王子西長尾の各一部

- 4 土地区画整理事業の名称  
亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地  
京都市右京区山ノ内荒木町7番地58  
株式会社エルハウジング内
- 6 施行認可の年月日  
平成30年11月16日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所の掲示場において行う。

「掲示済」

---

亀岡市公告第73号

亀岡市篠町篠企業団地土地区画整理事業の事業計画の変更認可において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第3項により準用する同法第9条第4項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和5年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

「掲示済」

## 亀岡市公告第74号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水工第1号
- (2) 工事名 水道老朽管耐震化工事跡舗装復旧工事
- (3) 工事場所 亀岡市西つつじヶ丘地内
- (4) 工事種別 舗装工事
- (5) 工事概要 舗装復旧工
- ・舗装打換え工 As (t=22cm) A=131㎡
  - ・舗装打換え工 As (t=5cm) A=4,050㎡
  - ・舗装打換え工 As (歩道t=3cm) A=610㎡
  - ・舗装打換え工 As (歩道t=5cm) A=247㎡
  - ・附帯工 一式
- (6) 予定価格（税込） 29,931,000円  
【入札書比較価格（税抜） 27,210,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和6年3月11日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「舗装工事」に登録された者のうち、希望順位2位以上で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
 （※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した舗装工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JV案件、単価契約案件によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の舗装工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）  
 ※ 本案件では、「配置予定技術者調書」「資格・免許等を証する書面等の写し」の提出は求めない。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年9月19日（火） 午前11時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年9月19日（火） 午前11時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年9月27日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年9月28日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年9月29日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年9月26日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月2日（月）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月4日（水）午後5時まで	共通事項5のとおり

入札期間	令和5年10月10日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月11日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年10月12日（木） 午前10時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書により、基本事項について確認を行い、入札参加資格の有無を審査したものであり、詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

（問い合わせ先）

亀岡市 総務部 契約検査課 （電話 0771-25-5041）

「揭示済」

## 亀岡市公告第75号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年9月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |             |  |        |          |       |          |           |          |
|-------------|--|--------|----------|-------|----------|-----------|----------|
| (1) 工事番号    | 5道改第8号   |        |          |       |          |           |          |
| (2) 工事名     | 市道上畑ヶ池ノ北線道路改良工事（その1）   |        |          |       |          |           |          |
| (3) 工事場所    | 亀岡市曾我部町犬飼地内外   |        |          |       |          |           |          |
| (4) 工事種別    | 土木一式工事   |        |          |       |          |           |          |
| (5) 工事概要    | <p>工事延長 L=250.0m W=11.75m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土工 一式</li> <li>・排水構造物工           <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>スリット側溝</td> <td>L=216.6m</td> </tr> <tr> <td>管渠型街渠</td> <td>L=220.1m</td> </tr> <tr> <td>歩車道境界ブロック</td> <td>L=240.9m</td> </tr> </table> </li> <li>・舗装工 As舗装（車道） A=2,020.7㎡</li> <li>・防護柵工 転落防止柵 L=148.6m</li> </ul> | スリット側溝 | L=216.6m | 管渠型街渠 | L=220.1m | 歩車道境界ブロック | L=240.9m |
| スリット側溝      | L=216.6m   |        |          |       |          |           |          |
| 管渠型街渠       | L=220.1m   |        |          |       |          |           |          |
| 歩車道境界ブロック   | L=240.9m   |        |          |       |          |           |          |
| (6) 工期      | 契約日の翌日から令和6年3月11日まで  |        |          |       |          |           |          |
| (7) 部分払     | 無  |        |          |       |          |           |          |
| (8) 前金払     | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）   |        |          |       |          |           |          |
| (9) 中間前金払   | <p>請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）</p>   |        |          |       |          |           |          |
| (10) 最低制限価格 | 採用   |        |          |       |          |           |          |
| (11) 入札保証金  | 免除   |        |          |       |          |           |          |
| (12) 契約保証金  | <p>落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工</p>   |        |          |       |          |           |          |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年9月19日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年9月19日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月2日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月3日（火） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年10月4日（水） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年9月29日（金）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月5日（木）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月10日（火）午後5時まで	共通事項5-1のとおり
入札期間	令和5年10月12日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月13日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

予定価格の公表	令和5年10月13日（金）午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年10月17日（火）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和5年10月18日（水）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年10月18日（水） 午前10時	令和5年10月19日（木） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年10月19日（木） 午前9時から午後3時まで	令和5年10月20日（金） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年10月19日（木） 午後3時以降	令和5年10月20日（金） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

#### 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

#### 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

#### 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第76号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和5年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 組合の名称  
亀岡市高野林・小林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間  
平成29年8月23日から  
令和10年3月31日まで
- 3 施行地区  
亀岡市千代川町高野林北ン田、東田、高ノ畑、腰前、小林北ン田、美都路及び植田の各一部
- 4 事務所の所在地  
亀岡市千代川町小林下戸38番地5
- 5 設立認可の年月日  
平成29年8月23日
- 6 変更認可の年月日  
令和5年9月26日

「揭示済」

亀岡市公告第77号

亀岡市高野林・小林土地区画整理事業の事業計画において定める施行地区及び設計の概要を表示する図書を土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により公告する。

令和5年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市整備課
- 2 縦覧時間  
午前8時30分から午後5時15分まで

「揭示済」

亀岡市公告第78号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 水配替第5号
- (2) 工事名 宮前千歳線道路改良工事に伴う送水管移設工事（その3）
- (3) 工事場所 亀岡市千代川町地内
- (4) 工事種別 水道施設工事
- (5) 工事概要 送水管 D1GXφ150 L=95.4m  
既設管撤去（モルタル充填） DKφ150 L=98.5m
- (6) 予定価格（税込） 5,973,000円  
【入札書比較価格（税抜） 5,430,000円】
- (7) 工期 契約日の翌日から令和6年3月11日まで
- (8) 部分払 無
- (9) 前金払 有（原則請負金額の40%以内。保証事業会社の保証が必要。）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「B等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書（特記仕様書 3. 配水管技能者の資格）及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事（水道施設工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事（B等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(5) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。

(※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、随意契約、災害対象案件、JVによるもの、亀岡市長以外と契約予定で落札したものや契約変更の増減額は対象外とする。)

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年9月28日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年9月28日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり

入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月4日（水） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月5日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年10月6日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年10月3日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月10日（火）午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月11日（水）午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	令和5年10月16日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月17日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
開札日時	令和5年10月18日（水） 午前11時	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の) 予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第79号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和5年9月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

- 亀岡市千代川町小林北ン田の一部
- 亀岡市千代川町小林美都路の一部
- 亀岡市千代川町小林植田・北ン田の一部
- 亀岡市千代川町小林植田・美都路の一部
- 亀岡市千代川町小林植田の一部
- 亀岡市千代川町小林下戸の一部
- 亀岡市大井町並河新戸・余部町新堂の一部
- 亀岡市余部町天神又の一部
- 亀岡市荒塚町2丁目・鍛冶ヶ嶋の一部
- 亀岡市篠町浄法寺中村・土取・茱萸谷の一部
- 亀岡市篠町浄法寺土取の一部
- 亀岡市篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷の一部
- 亀岡市篠町柏原石垣の一部
- 亀岡市篠町広田1丁目の一部
- 亀岡市篠町広田2丁目の一部
- 亀岡市篠町馬堀東垣内の一部
- 亀岡市篠町篠下北裏の一部
- 亀岡市篠町篠観音芝の一部
- 亀岡市篠町篠中西裏の一部
- 亀岡市篠町野条上又の一部
- 亀岡市篠町篠下西山の一部
- 亀岡市篠町夕日ヶ丘三丁目の一部
- 亀岡市篠町篠鍋倉の一部

3 縦覧場所

- 亀岡市安町野々神8番地
- 亀岡市まちづくり推進部都市計画課

4 縦覧期間

- 令和5年9月28日から
- 令和5年10月12日まで

「揭示済」

## 亀岡市公告第80号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- (1) 工事番号 5土道改第5号
- (2) 工事名 市道クニッテルフェルド通道路改良工事（その6）
- (3) 工事場所 亀岡市北古世町1丁目地内外
- (4) 工事種別 土木一式工事
- (5) 工事概要 工事延長 L=300.0m
- ・舗装（インターロッキングブロック）
 

標準部	A=1,000.8㎡
乗入部	A=435.7㎡
点字ブロック	A=2.4㎡
  - ・歩車道境界ブロック
 

標準部	A=324.7m
切下げ部	A=212.7m
すりつけ部	A=32.4m
  - ・植樹柵設置 N=18基
  - ・車止め設置 N=139基
- (6) 工期 契約日の翌日から令和6年3月29日まで
- (7) 部分払 無
- (8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前払金の支払を受けており、工期の2分の1が経過していること、工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り請求できる。（中間前払金は請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者

が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (13) 支給材料及び貸与品 有
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

- (1) 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和4年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 受注金額が1億円を超える場合は、入札に参加することができない。  
（※受注金額は、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事における受注総計額とする。また、公告日から開札日までの間に、受注金額が1億円を超える場合は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるもの、亀岡市長以外と契約した工事や契約変更の増減額は対象外とする。）
- (5) 受注件数が1件ある場合は、入札に参加することができない。  
（※受注件数とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した土木一式工事（A1等級対象工事）で受注した件数をいう。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事（A1等級対象工事）の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。ただし、災害復旧工事、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは受注件数に含まない。）
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。ただし、請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、監理技術者等を非専任で配置することができる。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年9月29日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年9月29日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年10月12日（木） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月13日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年10月16日（月） 午後5時までに電子入札システムにより通知	共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年10月11日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年10月17日（火）午後3時まで	共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年10月19日（木） 午後5時まで	共通事項5-1のとおり

入札期間	令和5年10月24日（火） 午前9時から午後5時まで 令和5年10月25日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり	
予定価格の公表	令和5年10月25日（水）午後4時以降	入札情報公開システムによる	
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年10月27日（金）正午まで	共通事項5-2のとおり	
予定価格に関する質問への回答	令和5年10月30日（月）まで	共通事項5-2のとおり	
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	令和5年10月30日（月） 午前10時	令和5年10月31日（火） 午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年10月31日（火） 午前9時から午後3時まで	令和5年11月1日（水） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年10月31日（火） 午後3時以降	令和5年11月1日（水） 午後3時以降	電子入札システムによる

（注）都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は(1日目にトラブル等が発生した場合の)予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第81号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項の規定により、次のように農業経営基盤強化促進基本構想を変更したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

令和5年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
令和5年9月29日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第82号

亀岡農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、亀岡市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について、令和5年10月29日(縦覧期間満了の日)までに意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和5年10月30日(縦覧期間満了の日の翌日)から令和5年11月13日までにこれを申し出ることができる。

令和5年9月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間  
自 令和5年9月29日  
至 令和5年10月29日
- 2 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通) 岩 井 秀 世  
木 澤 真 一  
神 月 紀 輔  
原 清 治  
松 浦 善 満

亀岡市いじめ調査委員会委員に委嘱します  
任期は令和7年9月2日までとします  
令和5年9月3日

神 崎 弥  
亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
任期は令和6年9月4日までとします  
令和5年9月26日

## 教育委員会欄

### 告 示

亀岡市教育委員会告示第3号

亀岡市立小学校、中学校及び義務教育学校児童生徒の就学に関する事務処理規程（平成14年亀岡市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月20日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

第5条第1項中「及び変更する理由を証する書類」を「、変更する理由を証する書類その他教育委員会が必要と認める書類」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「次の各号のいずれかに」を「別表に掲げるいずれかの事由に」に改め、同項各号を削る。

第6条第2項中「前項の」を「前項に」に、「第5条第2項の各号のいずれかに」を「別表に掲げるいずれかの事由（項目11の事由を除く。）に」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表（第5条、第6条関係）

項目	事由	期限
1 転居	児童生徒の住所が他の学校の通学区域に異動した場合において、住所が異動する前に就学していた学校に引き続き就学する場合	当該学年末まで
2 転居予定先学校への先行就学	学年の途中で児童生徒の住所が他の学校の通学区域に異動することが見込まれる場合において、学期の当初から異動予定先の通学区域の学校に就学する場合	当該学年末まで
3 身体的理由	児童生徒の疾病、障害等の理由により、指定学校への通学が困難であると認められる場合	当該事由が解消されるまで
4 特別支援学級入級	特別支援学級該当児童生徒で、指定学校に同学級がない場合	当該事由が解消されるまで
5 昼間留守家庭	小学校6年生及び義務教育学校6年生以下の児童で、保護者の就労の状況等により、常態として当該児童を保護する者がいない場合において、次のいずれかに該当する場合 (1) 指定学校で児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用できない場合において、保護者の職場の存する通学区域の学校に就学する場合 (2) 保護者の代わりに当該児童を保護する者（3親等内の親族に限る。）の住所地の通学区域の学校に就学する場合 (3) 保護者が自ら事業を営んでおり、指定学校の通学区域外の事業所等で就労する場合において、当該事業所等の存する通学区域の学校に就学する場合	当該事由が解消されるまで
6 家庭環境によるもの	(1) 家庭の事情等により、実際の居住地に住民登録ができない場合において、実際の居住地の通学区域の学校に就学する場合 (2) 家庭不和、ドメスティック・バイオレンスその他の家庭の事情により、指定学校への就学が困難であると認められる場合	当該事由が解消されるまで
7 帰国子女、外国人等に関するもの	児童生徒が帰国子女、外国人等である場合において、言語能力、生活環境の変化等の問題により、指定学校への就学が困難であると認められる場合	当該事由が解消されるまで
8 いじめ、不登校等に関するもの	いじめ、不登校その他の学校生活に起因して生じる問題等により、指定学校への就学が困難であると認められる場合	当該事由が解消されるまで
9 児童養護施設等への措置児童	児童養護施設等に児童生徒が入所している場合において、当該施設の存する通学区域の学校への就学が必要であると施設長等が認める場合	当該事由が解消されるまで

10 小規模特認校卒業生	亀岡市立学校小規模特認校制度に関する要綱（平成28年亀岡市教育委員会告示第2号）第11条第1項の規定に該当する場合	当該生徒が卒業するまで
11 認定こども園卒園生	亀岡市立認定こども園条例（令和元年亀岡市条例第53号）第1条に規定する認定こども園を卒園し、当該認定こども園の存する通学区域の義務教育学校に就学する場合	当該生徒が卒業するまで
12 その他	その他、教育委員会が特別な事情があると認める場合	教育委員会が定める日まで

別記第1号様式中

「（指定学校の変更が認められる場合）

- (1) 入学後1学期中に他の校区に転居することが確実であるために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
- (2) 長期にわたる疾病のため通院中の児童生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
- (3) 特別支援学級への入級該当児童生徒で、指定学校に特別支援学級がない場合
- (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

を削る。

別記第1号様式の2及び別記第1号様式の3中

「（指定学校の変更が認められる場合）

- (1) 義務教育学校後期課程進級後1学期中に他の校区に転居することが確実であるために当初から転居予定先の学校に入学したい場合
- (2) 長期にわたる疾病のため通院中の生徒が病院の近くの学校に通学したい場合
- (3) 特別支援学級への入級該当生徒で、本通知の指定学校に特別支援学級がない場合
- (4) その他、教育委員会が特別な事情があると認めた場合

を削る。

別記第7号様式注意(4)を削る。

別記第8号様式注意2ただし書を削る。

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から実施する。

「揭示済」

## 任免及び辞令

(各 通)

山 下 雅 一  
 谷 口 貢  
 山 本 眞之介  
 井 上 市 朗  
 山 河 美智子  
 三 宅 清 史  
 西 村 満 夫  
 松 本 清 志

南つつじヶ丘小学校 学校運営協議会委員に委  
嘱します

任期は令和7年8月31日までとします

令和5年9月1日

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第62号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有  
権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執  
行に関する監査の請求に要する有権者総数の  
50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要  
する有権者総数の50分の1の数は、次のとお  
りである。

令和5年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

1,460人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第63号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の  
3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教  
育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査  
委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有  
権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 俣野健一郎

24,328人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第64号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和5年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

12,164人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第65号

亀岡市長選挙に係る選挙時登録の被登録資格決定の基準日等について

令和5年10月22日執行の亀岡市長選挙に係る選挙人名簿の選挙時登録について、被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定める。

令和5年9月1日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
令和5年10月14日  
(ただし、年齢については令和5年10月22日)
- 2 登録を行う日  
令和5年10月14日

「揭示済」